

三田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第115条の46 <u>第4項</u>の規定に基づき、市が定める地域包括支援センター(同 条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)の職員に係る 基準及び当該職員の員数に関する基準並びに職員に係る基準及び当該職員の 員数以外の事項に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略 (職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の 数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事 する常勤の職員の員数は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) <u>主任介護支援専門員</u>(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。 以下「省令」という。)第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門 員研修を<u>終了した者</u>をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第115条の46 <u>第5項</u>の規定に基づき、市が定める地域包括支援センター(同 条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)の職員に係る 基準及び当該職員の員数に関する基準並びに職員に係る基準及び当該職員の 員数以外の事項に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 省略 (職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の 数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事 する常勤の職員の員数は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) <u>主任介護支援専門員</u>(<u>介護支援専門員であって、介護保険法施行規則(平 成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の68第1項第1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該研修を修了し た日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過し た者</u>にあつては、<u>修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過す る日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修 了している者に限る。</u>)をいう。)その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>